

平成26年7月18日

独占禁止法審査手続についての懇談会  
座長 宇賀克也 様

### 独占禁止法審査手続についての懇談会（第7回）の資料に対する意見

（一社）全国消費者団体連絡会 河野 康子

所用により本日の懇談会を欠席しますので、書面にて以下のとおり意見を述べます。

#### 1. 今後の議論の在り方について

企業による独占禁止法違反行為によって、価格の引上げ、サービスの低下が生じ、それによって被害を受けるのは、消費者・国民であり日本社会です。独占禁止法違反行為は、とかく密室で行われるものであり、これを明らかにする力は消費者・国民にはなく、公正取引委員会の活動により、消費者・国民がこのような違反行為による被害から守られています。今般、企業側の防御権のみ強化し、それにより、公正取引委員会の実態解明機能が低下することは、消費者・国民の権利が保障されなくなることと同じことです。公正取引委員会の実態解明機能の向上は、公正取引委員会の都合ではなく、消費者・国民が求めているものであり、消費者・国民の権利を守ることです。

今般のパブリックコメントに数多くの意見が寄せられておりますが、前回の会合でも申し上げたとおり、パブリックコメントにおける多数意見が全てを決定するのではないということ等を是非お願いしたいと思っております。意見募集をすれば、公正取引委員会の調査対象となった事業者やその代理人からの意見が圧倒的多数になるのは当然です。しかしながら、独占禁止法の執行によってその利益が守られている消費者・国民は、現在こうした検討が行われていることも十分知りません。声が聞こえづらい一般消費者の利益を確保するための手続という観点で考える必要があり、企業の自己防衛手段の拡充ではなく、あくまでも、実態解明機能の確保を最優先として適切な答えを出していくべきであると考えております。

#### 2. 適正な主張反論の実現について

##### （1） 物件の検査当日の謄写について

パブリックコメントにおいて、提出する書類の全てを当日に謄写させるべきとの意見がありましたが、現行の公正取引委員会の運用では、原則として謄写を認めており、立入検査に支障が生じる場合には、後日の謄写を認めているとのことで、この運用で事業者側に具体的にどのような支障があるのか理解できません。大量の提出文書があるときに、全てのコピーを当日中に行うことが本当に現実的なのか、実現可能性の観点からも検討する必要があると考えております。

## (2) 供述調書の作成当日の写しの交付について

適正な主張反論を実現するためとして、調査の進行中に供述調書の写しの交付を求めることには、矛盾を感じます。適正な主張反論を実現するのであれば、処分前手続の段階で、公正取引委員会が行う行政処分がどのような証拠によって支えられているのかを明らかにし、それらの証拠がきちんと開示されていれば十分ではないかと考えます。調査の進行中に供述調書の写しを交付することは、供述調整や違反行為を認定されないようにするために使用されることが十分に考えられ、そのような防御権は適切な防御権とは言えないと考えております。

## (3) 供述人による聴取中のメモ作成

メモ作成は、供述調書の写しの交付と同様に、適正な主張反論の実現という目的を達成する手段としては適切ではないと考えます。供述聴取で聞かれたことを会社へ報告するということは、最終的に公正取引委員会から出される行政処分への防御ではなく、供述調整や違反行為を認定されないようにするためにやっているものと考えられるため、そのような公正取引委員会の実態解明に対抗するための手段は、適切な防御権とは言えないと考えております。

## (4) 秘匿特権について

国際的イコルフットイングやグローバルスタンダードを求めるのであれば、少なくとも米国の反トラスト法やEUの競争法と同等の、当局による調査の非協力に対する執行手続き上の厳しい制裁とセットでなければならぬと考えます。欧米とは異なり、調査協力が得られにくい制度の下、公正取引委員会と事業者側が対立している現状では、秘匿特権を導入することにより証拠の隠滅、権利の濫用が行われる可能性が高いと考えられます。少しでも事業者に不利となる証拠を開示しないようにするということは、弁護士としてクライアントの利益を守るといふ正義には適うものなのかもしれませんが、社会的な正義とはいえず、そのような防御権を独占禁止法で認めることは適当ではないと考えております。

## (5) 制度・運用についての知識の共有について

手続保障を検討する際には、公正取引委員会の調査を妨げることなく、調査手続の適正さを担保する仕組みが求められます。手続保障の要望の中には、刑事手続においてすら認められていない手続保障もありますが、独占禁止法違反が疑われるような事件における防御権を一般の刑事事件における被疑者・被告人の防御権と対比して論議することには大きな違和感があり、公正取引委員会の調査で、そこまでの手続保障が必要とは考えられません。

公正取引委員会の取調べを受けることに対する供述人の不安感を軽減することは望ましいことですが、そのためには、実態解明に支障を与えるようなものではなく、例えば、立入検査や供述聴取に関する指針を作成するなどして、手続の透明化を図ることによって解決すればよく、かつそれで足りるのではないのでしょうか。

以上